

別記様式

議 事 録

会議の名称	岩倉市国民健康保険運営協議会
開催日時	令和5年5月16日（火）午後1時30分から午後2時55分まで
開催場所	市役所7階 第1委員会室
出席者(欠席委員) 事務局	出席委員：田中会長、櫻井副会長、押谷委員、村瀬委員、浜島委員、 森委員、石黒委員、宮治委員、吉田委員、三宅委員 下條委員、加藤委員 (山内委員) 事務局：市長、健康福祉部長、市民窓口課長、保険医療グループ長 保険医療グループ主査
会議の議題	(1) 諮問 岩倉市国民健康保険税条例の一部改正（案）について (2) 令和5年度岩倉市国民健康保険特別会計予算について (3) 令和5年度における今後の国の制度改正等について (4) 第3期岩倉市国民健康保険特定健康診査等実施計画及び 第2期岩倉市国民健康保険データヘルス計画の進捗状況について
議事録の作成方法	■要点筆記 □全文記録 □その他
記載内容の確認方法	■会議の会長の確認を得ている □出席した委員全員の確認を得ている ■その他（会長が指名した委員の確認を得ている。）
会議に提出された 資料の名称	・資料1 岩倉市国民健康保険税条例の一部改正（案）について ・資料2 令和5年度岩倉市国民健康保険特別会計予算の概要 ・資料3 令和5年度における今後の国の制度改正等について ・資料4 第3期岩倉市国民健康保険特定健康診査等実施計画及び 第2期岩倉市国民健康保険データヘルス計画の進捗状況
公開・非公開の別	■公開 □非公開
傍聴者数	0人
その他の事項	

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

- 1 市長あいさつ
- 2 会長あいさつ
- 3 議題
- 4 その他

会 長： 会議は、会長が議長となるとのことですので、円滑な議事進行にご協力いただきますよう、よろしく申し上げます。

議事に入ります前に、協議会規則第8条の規定に基づき、会議録に署名していただく委員を指名させていただきます。

本日の署名委員は、櫻井委員と石黒委員に申し上げます。

お二人には後日、本日の会議録にご署名をいただきますのでよろしく申し上げます。

議題（1）諮問 岩倉市国民健康保険税条例の一部改正（案）について

議 長： これより議題に入ります。本日の議題につきましては、「諮問 岩倉市国民健康保険税条例の一部改正（案）について」が提出されています。それでは、市長から諮問について申し上げます。

市 長： 本日の協議会には、諮問第1号として、「岩倉市国民健康保険税条例の一部改正」につきまして、岩倉市国民健康保険運営協議会規則第2条の規定に基づき意見を求めるものでございます。

諮問事項の1点目は、国民健康保険税の賦課限度額の改正で、岩倉市国民健康保険税条例第2条及び第28条に規定しております賦課限度額につきましては、「後期高齢者支援金等課税額」を22万円に改めるものでございます。

諮問事項の2点目は、国民健康保険税の減額の対象となる所得基準額の改正で、岩倉市国民健康保険税条例第28条に規定しております所得基準額につきまして、5割軽減の対象となる所得の算定においては、被保険者の数に乗すべき金額を「29万円」に、2割軽減の対象となる所得の算定においては、被保険者の数に乗すべき金額を「53万5千円」に改めるものでございます。

以上、よろしくご審議をいただきますようお願いいたします。

議 長： 国民健康保険税条例の一部改正案の説明をお願いします。

事務局： 資料により説明。

議 長： 国民健康保険税条例の一部改正案の説明が終わりました。諮問内容及び説明内容につきまして、質疑がありましたらお願いします。

委 員： 今回賦課限度額の上限を引き上げるとのことだが、もし上限を引き上げずに、保険税収入で賄う形にするとどうなるのか。

事務局： 賦課限度額を引き上げないと収入が減るため、その分保険税を引き上

げる必要があります。ちなみに今回の影響額193万円は、令和5年度の保険税収入全体予算の約0.2%となっています。割合としてはわずかですが、国の基準に合わせる必要があると考えています。

委員： 改正による高所得者層、中低所得者層への影響、割合はどうか。

事務局： 割合については把握しておりません。賦課限度額を引き上げることでより高所得者層には多く負担をしてもらう形になりますが、中所得者層には一定の配慮がされた保険税設定が可能になると思われま

委員： 2万円を引き上げるだけで高所得者層と中所得者層との変化はあるのか。

事務局： 影響額は予算全体から見るとわずかですが、国の基準に合わせて対応していきたいと考えています。

委員： 賦課限度額を上げることと軽減額を引き上げる仕組みが分かりづらい。

事務局： 賦課限度額を上げることで保険税収入が増となります。一方、軽減を拡大することで、低所得者層の保険税負担の軽減になりますが、保険税収入は減る形になります。2つの改正は全体のバランスを考えて行われたものとなります。

委員： 岩倉市の高所得者の割合はどれくらいか。

事務局： 賦課限度額超過世帯の割合は、国は全体の1.5%として示していますが、今回の改正により岩倉市では支援分が1.84%から1.47%になり、国の基準に近づく形になります。

委員： 軽減額の拡大を行えばその分税収入が減るので困ることにならないか。

事務局： 岩倉市は他市に比べて比較的所得が少ない人が多いため、軽減拡大を行うことでその分収入が減ってしまう部分ではありますが、国民健康保険制度は県単位化もしており、国の基準にも合わせる必要があると考えています。

委員： 国の基準に必ず合わせる必要はあるのか。

事務局： 高所得者については昨年度も上げており、心苦しい面もありますが、国の基準が示されている以上、ご理解いただきたいと考えます。

委員： 中間所得者とはどれくらいの所得の人を指すのか。

事務局： 具体的な定義は難しいですが、軽減がかからない所得層になるかと思えます。ただし、世帯構成によって軽減がかかるかどうか変わってきます。400万円くらいが中間所得者層になってくると思えます。

委員： 対象者への周知はどのように行うのか。

事務局： 「広報いわくら」や市ホームページで全体への周知を行います。個別の周知としては、7月に国保加入世帯に「保険税納税通知書」に制度改

正にかかるご案内を同封し、周知します。

委員： 限度額の改正状況は県内ではどのようになっているのか。

事務局： 県内38市を対象に行われた調査結果によりますと、本市を含む35市が令和5年度からの国の基準と同額にする改正を行います。残り3市は1年遅れて、令和6年度から国の基準と同額にする改正を予定となっており、タイミングはそれぞれありますが、すべての市におきまして国の基準と同額にする方針としています。

委員： 軽減を受けるために何か手続きは必要なのか。

事務局： 改めて申請をする必要はありません。ただし、所得の申告がないと軽減の判定ができないため、必ず所得の申告をしていただきたいと思います。周知しています。

委員： 自営業の人は通常申告をすると思うが申告は市では確認できないのか。

事務局： 申告自体をされないと所得があるか、ないかも分かりませんので軽減がかかるかどうか分かりません。所得が分からない人に対しては税の申告を促す通知を送っています。

委員： 申告をされていない人というのはどのような人か。

事務局： 年金をもらっている人は年金機構から情報が届きますし、会社で働いている人は会社からの給与報告が届きますので、それ以外の人になります。例えば体調を崩されて働けず収入がない人の中には、収入がないため申告をしなくてよいと思われる人もいます。市としては収入があるかないかが判断できませんので、収入がない場合はなしとして申告していただく必要があります。

議長： 他にありませんでしょうか。無いようですので、これで質疑を終了させていただきます。それでは、国民健康保険税条例の一部改正の諮問につきましては、原案のとおり了として答申することとしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

議長： 異議なしとのことでありますので、原案のとおり了として答申いたします。答申書は、事務局と協議の上、作成し、市長へ届けることといたします。なお、答申については、会長の私に一任していただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

議長： ありがとうございます。それでは、会議終了後に速やかに答申書を届けることとします。これで、議題(1)「諮問 岩倉市国民健康保険税条例の一部改正(案)について」を終わります。

議題(2) 令和5年度岩倉市国民健康保険特別会計予算について

議長： 続いて議題（２）の「令和５年度岩倉市国民健康保険特別会計予算について」の説明をお願いします。

事務局： 資料により説明。

議長： 令和５年度岩倉市国民健康保険特別会計予算の説明が終わりました。説明内容につきまして、質疑がありましたらお願いします。

委員： 一般会計からの繰入れについて岩倉市は行っていないと聞いた気がしたのですがどうでしょうか。

事務局： 繰入金には法定内と法定外があります。例えば軽減にかかる基盤安定や職員の給与といった事務費は法定内になります。法定外の中でも繰入れて良いとされる保健事業、また福祉医療の波及分については岩倉市では繰入れを行っています。決算補填の繰入れは国からは是正するよう通知があり、その目的の繰入れは行っていません。

委員： 先ほどの諮問にあった賦課限度額引き上げで、高所得者が払う分が増えた一方で、軽減対象者を拡大したことにより軽減分を一般会計から繰入れる形では一定の所得者層からは二重取りになると思うが、その点はどうか。

事務局： 保険料軽減分については県が４分の３、市が４分の１を補填する形となっていますが、ご指摘のとおり一定の所得者層からは間接的ではありますが二重で負担してもらう形になりますし、一般会計から補填するため社会保険の人からも負担してもらう形となっています。

委員： 国民健康保険税が高額な人、国民健康保険に加入していない人のことも考慮して運営してほしいです。

委員： 出産育児一時金は現在５０万円だが、５０万円そのまま一般会計が負担しているのか。

事務局： 満額ではなく３分の２を一般会計から繰入れています。

委員： ５０万円の中に産科医療補償制度分が含まれているが、産科医療補償制度が適用された事例が岩倉市ではあるのか。

事務局： 脳性麻痺を補償する制度ですが、岩倉市でその事例があったかについては把握していません。

委員： 歳出の保険給付費が増えているようだが、要因は何か。

事務局： 自営業等の新規加入者が少なく、後期高齢者医療に移行する人が多くなっており、被保険者数が減少しています。けれども被保険者の年齢が高齢化し、医療にかかる頻度が高くなっていること、医療が高度化し、医療費自体が高くなっていることなどによるものと考えています。

委員： 健康に対する意識を高めてもらう必要がある。

事務局： 病気を早期発見し、重症化する前に治療してもらうことで、将来的な医療費の減少につながると考えていますので、一人年１回の健診受診を

周知していきます。人間ドック費用の申請時には管理栄養士が対応して、数値が高い人には保健指導につながるよう案内もしています。また今年度策定するデータヘルス計画を効果的に進めることも医療費削減につながるものと考えています。

議題（３） 令和５年度における今後の国の制度改正等について

議長： 続いて議題（３）の「令和５年度における今後の国の制度改正等について」の説明をお願いします。

事務局： 資料により説明。

議長： 令和５年度における今後の国の制度改正等についての説明が終わりました。説明内容につきまして、質疑がありましたらお願いします。

委員： 出産時の保険税負担の軽減について、年金は既に軽減制度があるが、国保は現状まだないのか。免除にかかる市の負担の見込みが４分の１なら令和６年を待たず実施すればよいのではないのか。

事務局： 年金については既に制度化されていますが、国保についてはまだ制度化されていません。４分の１とあるのは、令和６年１月以降に実施された場合の負担割合となります。市が独自で実施する場合、全額を負担する必要がありますので、国の制度化に併せて実施したいと考えています。

議題（４） 第３期岩倉市国民健康保険特定健康診査等実施計画及び

第２期岩倉市国民健康保険データヘルス計画の進捗状況について

議長： 続きまして、議題（４）の「第３期岩倉市国民健康保険特定健康診査等実施計画及び第２期岩倉市国民健康保険データヘルス計画の進捗状況について」の説明をお願いします。

事務局： 資料により説明。

議長： 第３期岩倉市国民健康保険特定健康診査等実施計画及び第２期岩倉市国民健康保険データヘルス計画の進捗状況についての説明が終わりました。説明内容につきまして、質疑がありましたらお願いします。

委員： 医薬品が不足していると聞いたが本当にそうなのか。通院した際に残薬が出ることがあるが、そういった残薬を有効活用はできないものか。

委員： 市は医薬品の不足状況について把握しているのか。

事務局： 市では把握していません。

委員： 医療機関の状況では医薬品は不足している。残薬については患者自身の自己管理が必要であり、残薬がある場合は医療機関に伝えれば、その分処方する量を減らすことができる。そうすれば医療費を抑えることにつながる。市もジェネリック医薬品の周知も必要であるが、自己管理について周知してほしい。

委員： 残薬があった場合に先生にきちんと伝えることを促すようなパンフレ

ットがあればよいのではないか。

委員： まず自己管理を促すことが重要である。

4 その他

議長： それでは、会議次第4の「その他」ですが、なにかありますか。

事務局： 令和5年度の運営協議会開催日程等、事務連絡について説明。

議長： 全体を通して、ご質問などありませんでしょうか。

無いようでありますので、本会議はこれをもって閉じさせていただきます。本日は大変お疲れ様でした。